

笠松町の事業者の皆様へ

事業系ごみの 減量・再資源化に ご協力ください

平素は、町の環境行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、事業者の皆様は、事業者の責務や事業系ごみの適正処理に対する理解を深めていただき、ごみの減量及び再資源化を推進していただくためにこのパンフレットを作成しました。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）において定められています。

より一層のごみの減量と再資源化にご協力いただきますようお願いいたします。

～笠松町のごみ処理費用が増加しています～

平成28年3月末の岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設の稼働停止に伴い、現在は岐南町と共同で燃えるごみを小型収集車から大型コンテナ車へ積み替えた後、県外の民間施設へ運搬し、焼却処理を行っています。

それに伴い、燃えるごみの焼却処理にかかる費用が増加しています。

燃えるごみの焼却処理にかかる費用

【組合ごみ焼却施設稼働期間の平均】

岐阜羽島衛生施設組合負担金 3億200万円/年

【平成28年度予算額】

民間施設搬入業務委託 9,081万円/年

燃えるごみ処分事業 2億1,068万円/年

可燃ごみ積替等業務委託 6,976万円/年

合計 3億7,125万円/年

年間 6,925万円増加

このパンフレットに関するお問い合わせ
笠松町役場環境経済課 Tel: 388-1114

事業系ごみの減量と再資源化にとりくみましょう！

■事業所のイメージアップにつながります

地球環境問題に関心が高まっている今、会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは事業所のイメージアップにつながります。

■経費削減につながります

ごみを減量し再資源化することにより、ごみ処理にかかるコスト削減が図れます。

■地球環境を守ります

事業者のみなさんによるごみ減量の取り組みにより、資源保全、汚染物質の削減など、次の世代へ良い環境を残すことができます。

「ごみの減量・再資源化」取り組み事例

- 調理残渣などの生ごみは十分に水切りをしましょう。



- 調理食材などは無駄に廃棄しないで、使い切るように工夫をしましょう。



- 飲食店はお箸やコップを繰り返し使用できるものに取り替えましょう。



- マイボトルやマイ箸を持参し、休憩場所や社員食堂のごみを減らしましょう。



- ミスコピーは両面コピーにして再使用しましょう。



- 社内封筒などは、裏返しにして繰り返し使しましょう。



- 事務用品などは、リサイクル商品を選んで購入しましょう。



- それぞれの品目ごとに分別できる回収ボックスを設置しましょう。



- 新聞、雑誌、OA用紙などの紙類は、古紙回収業者に回収してもらいましょう。



- ごみの担当者（責任者）を決め、責任の所在を明確にしましょう。



◆笠松町の事業系ごみの排出状況

笠松町の燃えるごみの総排出量（平成26年度）は7,420tであり、そのうち事業系ごみの排出量（平成26年度）は2,431tで、全体の32.8%を占めています。

岐阜県内市町村と比較すると県内で3位、平均値27.5%（平成25年度）から5ポイント以上も高い割合となっています。

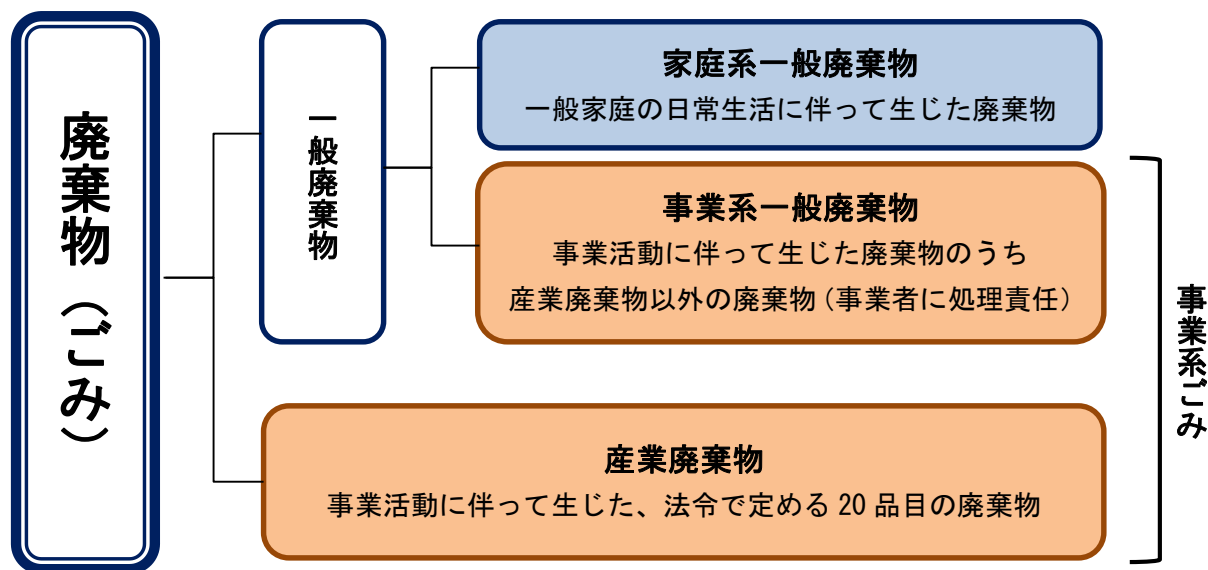
笠松町では、このような状況を改善するため、「笠松町一般廃棄物処理基本計画」で、ごみの減量目標を設定し、ごみの有料化を検討するなど、目標達成に向けた取り組みを行っています。

「1日あたり事業系ごみ」排出量削減目標
（平成26年度）6.7t ⇒ （平成32年度）6.3t

◆事業系ごみとは

事業系ごみとは、一般の家庭から出るごみと区別して、質や量にかかわらず、あらゆる事業活動に伴って発生したごみのことをいいます。事業活動とは飲食店や商店、各種事務所や宿泊施設、工場などの営利を目的としたものばかりでなく、病院や学校などの公的サービスを行っているものも含まれます。

事業系ごみは事業系一般廃棄物（事業活動に伴い発生したごみのうち産業廃棄物以外のもの）と、産業廃棄物（廃棄物処理法で規定されているもの）に分類されています。



◆事業系一般廃棄物の処理方法

- ・町の収集運搬許可業者に回収を依頼する（有料）
- ・事業者が直接、「ごみ積替施設（高島衛生工業（有））」に搬入する（無料）

事業系一般廃棄物は、家庭系ごみ集積場所に出すことはできません！！

◆産業廃棄物とは

種類	主な例	業種指定
①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	
②汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	
③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	
⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液	
⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	
⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	
⑧金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等	
⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等	
⑪がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	
⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
⑬紙くず	紙くず	紙加工品製造業、出版業、製本業、印刷物加工業等、建設業※
⑭木くず	木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等（業種指定なし）	木材・木製品製造業、物品賃貸業等、建設業※
⑮繊維くず	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業、建設業※
⑯動植物性残渣	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物	食料品、医薬品、香料製造業
⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場
⑱動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	畜産農業
⑲動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	畜産農業
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの （例えばコンクリート固型化物）		

※建設業：工作物の新築、改築または除去により生じたもの

◆産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理は、事業者が自ら処分先を確保するなどし、自ら適正に処理をするか、岐阜県の許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を締結し、産業廃棄物を引き渡すとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用するなど、廃棄物処理法に基づき適正に処理をしてください。